

設 置 基 準			令10-1 規5の2	
令別表第1項目	防火対象物 (くわしくは ⇒13-1~3)	一 般 (延面積㎡)以上	地階・無窓階 又は3階以上 (床面積㎡)以上	令10-3 規7-2 規8
(1)	イ● 劇場等 □● 集会場等	全 部 150	一般と同じ 50	1) スプリンクラー等を設置した場合 屋内消火栓・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備等を設置した場合はこれらの設備の有効範囲の部分で必要とされる能力単位数の1/3までを減少してよい。 また、これらの設備の有効範囲内では、大型消火器を設置しないことができる。 (ただし、11階以上の階では適用されない。) 2) 大型消火器を設置した場合 その消火適応性が設置すべき消火器具の適応性と同一であるときは、その有効範囲内では、必要とされる消火器具の能力単位の1/2まで減少してよい。 (備考) 能力単位とは ⇒31-7
(2)	イ● キャバレー等 □● 遊技場等 ハ● 性風俗関連特殊 営業店舗等 ニ● カラオケ ボックス等	全 部	一般と同じ	
(3)	イ● 料理店等 □● 飲食店等	全 部 ※1	一般と同じ ※1	
(4)	● 百貨店等			
(5)	イ● 旅館等 □ 共同住宅等	150	50	
(6)	イ● (1)避難のために患者の介助が必要な病院 (2)避難のために患者の介助が必要な有床診療所 (3)病院 ((1)を除く), 有床診療所 ((2)を除く), 有床助産所 (4)無床診療所, 無床助産所	全 部	一般と同じ	
	□● 老人短期入所施設	150	50	
	ハ● 老人デイサービスセンター等	全 部	一般と同じ	
	ニ● 特別支援学校等	150	50	
(7)	学 校 等	300	50	
(8)	図 書 館 等			
(9)	イ● 蒸気浴場等 □ 一般浴場	150		
(10)	車 両 停 車 場	300		
(11)	神 社 等			
(12)	イ 工 場 等 □ ス タ ジ オ 等	150		
(13)	イ 車 庫 等 □ 特殊格納庫	300		
(14)	倉 庫			
(15)	前各項以外	300		
(16)	イ● 特定用途の □ 存する複 イ以外の複合用途	※2		※2
(16の2)	● 地下街	全 部	一般と同じ	
(16の3)	● 準地下街			
(17)	文 化 財			
(18)	ア ー ケード			
少・危 等	少量危険物の貯蔵・取扱	危険物数量 ≥ 1 / 5 × 指定数量		
	指定可燃物の貯蔵・取扱	指定可燃物数量 ≥ (危令別表4) の数量		

(備考) 上表中黄色部分は設置すべき条件、無地は関係なし(必要なしの意味)
● = 特定防火対象物 (法17の2の5-2-4)

設 置 基 準				令21			
令別表第1項目	防火対象物 (くわしくは ⇒13-1~3)	一 般 (延面積㎡) 以上	一階段対象物 (※1)	地階又は 2階以上 (床面積㎡) 以上	地階・無窓階 又は3階以上 (床面積㎡) 以上	11階以上 の 階	そ の 他 (床面積㎡) 以上
(1)	イ● 劇場等 ロ● 集会場等	300	全部	駐車の用に供する部分の存する階で当該部分の床面積200(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができ構造の階を除く)	300	全部	1) 通信機器室 500 2) 道路の用に供される部分で 屋上部分 600 その他の部分 400
(2)	イ● キャバレー等 ロ● 遊技場等 ハ● 性風俗関連特殊性営業店舗等 ニ● カラオケボックス等				全部		
(3)	イ● 料理店等 ロ● 飲食店等	300			300 ※2		
(4)	● 百貨店等				300		
(5)	イ● 旅館等 ロ 共同住宅等	全部 500	(一般と同じ)		(一般と同じ) 300		
(6)	イ● (1)避難のために患者の介助が必要な病院 (2)避難のために患者の介助が必要な有床診療所 (3)病院((1)を除く),有床診療所((2)を除く),有床助産所 (4)無床診療所,無床助産所 ロ● 老人短期入所施設等 ハ● 老人デイサービスセンター等 ニ● 特別支援学校等	全部 300 全部 300 ※3 300	全部		(一般と同じ) 300 (一般と同じ)		
(7)	● 学校等	500	(一般と同じ)				
(8)	● 図書館等						
(9)	イ● 蒸気浴場等 ロ 一般浴場	200 500	全部		300		
(10)	● 車両停車場	500					
(11)	● 神社等	1,000					
(12)	イ 工場等 ロ スタジオ等	500	(一般と同じ)				
(13)	イ 車庫等 ロ 特殊格納庫	500 全部			(一般と同じ)		
(14)	※7 倉庫	500			300		
(15)	● 前各項以外	1,000					
(16)	イ● 特定用途の存する複合 ロ イ以外の複合用途	300 ※4	全部 (一般と同じ)	300 ※2 300 ※4			
(16の2)	● 地下街	300 ※5	(一般と同じ)				
(16の3)	● 準地下街	※6	全部	(一般と同じ)			
(17)	● 文化財	全部	(一般と同じ)				
(18)	● アーケード						
指定可燃物の貯蔵・取扱		指定可燃物数量 ≥ (危令別表4の数量) × 500					

(備考) 上表中黄色部分は設置すべき条件、無地は関係なし(必要なしの意味)
● = 特定防火対象物(法17の2の5-2-4)
総合操作盤の設置 ⇒ 54-1~10

特定共同住宅の基準（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等について その7）

H. 17総務令40

58-11~16 で掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置が必要な場合であっても、次に掲げる各設備等に応じた要件を満たす場合は当該設備を設置しないことができる。

必要とされる 防火安全性能を有する 消防の用に供する設備等	構造類型	二方向避難型	開放型	二方向避難・開放型	その他
	初期拡大 抑制性能	住宅用消火器及び消火器具	住戸、共用室、管理人室に住宅用消火器を設けた場合、その室が面する廊下、階段室等には消火器具を設置しないことができる。		
共同住宅用スプリンクラー設備		—	①14階以下の階で次に適合する部分には設置しないことができる（特定住戸利用施設を除く。）。 ア住戸、共用室、管理人室の壁、天井の内装を準不燃材料とすること。 イ共用室と共用室以外の部分（開放型廊下、開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁の開口部には特定防火設備である防火戸（自動閉鎖機能付等のもの）を設置すること。 ②10階以下の階に存する特定住戸利用施設等に特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した場合は設置しないことができる。	①次に適合する部分には設置しないことができる（特定住戸利用施設を除く。）。 ア住戸、共用室、管理人室の壁、天井の内装を準不燃材料とすること。 イ共用室と共用室以外の部分（開放型廊下、開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁の開口部には特定防火設備である防火戸（自動閉鎖機能付等のもの）を設置すること。 ②10階以下の階に存する特定住戸利用施設等に特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した場合は設置しないことができる。	—
共同住宅用自動火災報知設備		共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合は設置しないことができる（住戸利用施設を除く。）。			
避難安全 支援性能	住戸用自動火災報知設備	共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合は設置しないことができる（住戸利用施設を除く。）。			
	共同住宅用自動火災報知設備	共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合は設置しないことができる（住戸利用施設を除く。）。			
消防活動 支援性能 （階段室 型に限る。）	共同住宅用連結送水管	—			
	共同住宅用非常コンセント設備	—			